

特定処遇改善「見える化」要件

介護職員の処遇改善につきまして、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りました。その中で「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

A 現行の介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)を取得していること。

B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。

C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)につきまして、公表いたします。

特定処遇改善加算 見える化要件 (介護)

区分	弊社での取り組み
入社促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップに関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇等が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

特定処遇改善加算 見える化要件 (放課後等デイサービス)

区分	弊社での取り組み
入社促進に向けた取組	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップに関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇等が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</p> <p>利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p> <p>支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供</p>